

参考②

申込みが競合した場合における選考基準（地域型保育事業）

＜選考基準の設定に係る考え方＞

- 客観的に採点できるような指標を設定する（採点者によって点数に差異が生じる項目は可能な限り除外）。
- 各項目の配点については、4点（10事業計画の項目は2点）を原則とする。
- 介護保険の募集要綱、指定管理者（児童館）の選定基準を参考に作成した。

項目	内容・評価点	配点	満点	備考・考え方
1 法人格の有無	事業者は法人格を有しているか。	・法人格を有している場合 4点 ・法人格を有していない場合 0点	4	
2 事業者の実績	事業者は、認可保育所や認可幼稚園等の運営実績を有しているか。	・認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年以上 4点 ・認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年未満 2点 ・認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績なし 0点	4	公定価格における管理者設置加算の算定要件（2年の従事経験必要）を参考に設定。
3 財政基盤	必要な運転資金を確保しているか。	・年間事業費の1/2分の2以上の現預金を保有 4点 ・年間事業費の1/2分の1以上、1/2分の2未満の現預金を保有 0点	4	介護保険施設等については年間事業費の1/2分の2、保育所については1/2分の1以上の現預金を保有していることが認可要件。
4 保育士の配置状況	保育従事者全員が保育士資格を有する事業者を優先。	・全ての保育従事者について、保育士資格を有する職員とする旨の事業計画（小規模保育事業A型等）となっている事業者に加点（要件を満たす事業者すべてに加点）	4	

5	管理（予定）者の実績	<p>管理者が以下の要件を満たしているか。</p> <p>A 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有している。</p> <p>B 保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は幼稚園において2年以上実務経験有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A, Bの両方の要件を満たしている 4点</li> <li>・A又はBのいずれかの要件を満たしている 2点</li> <li>・A, Bいずれの要件も満たしていない 0点</li> <li>・管理（予定）者が決まっていない 0点</li> </ul>	4	<p>管理者の配置については、認可基準上必須ではなく、資格要件もないことから、一定の資格・実務経験がある管理者を選定する事業者を評価。</p>
6	自園調理	自園調理（行事等の日以外、土曜日も含め毎日）は実施できているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自園調理（A） 4点</li> <li>・連携施設又は同一法人の施設等からの搬入（B） 2点</li> <li>・A又はB以外 0点</li> </ul> <p>（※注）A又はB以外で認可対象となるのは、平成27年3月31日時点において、児童福祉法第39条第1項の規定による保育を行っていた者に限る。</p>	4	平成27年3月31日時点において、児童福祉法第39条第1項の規定による保育を行っていた者が27年度以降に小規模保育事業等の認可を受ける場合は、自園調理以外の方法による食事提供を認める経過措置がある（5年間）。
7	屋外遊戯場	屋外遊戯場は同一敷地内（屋上園庭を除く）で確保できているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一敷地内又は隣接地（道を隔てた程度）で確保 4点</li> <li>・同一敷地内又は隣接地で確保できない 0点</li> </ul>	4	認可基準上、屋外遊戯場についてでは、園舎と同一敷地以外の離れた場所（代替地）での確保が認められている。
8	開設予定地	開設予定地は整備の必要性が高い地域か（北大路駅、烏丸御池、山科駅、阪急桂駅、阪急西院駅等のターミナルからの距離で判定）。	<p>保育需要が高い地域に立地する事業者を優先。</p> <p>相対比較し、ターミナルからの移動距離で最も近い立地の事業者に4点、次に近い事業者に2点を加点し、以降は加点なし</p> <p>（主要なターミナルが存しない提供区域については、全事業者に加点しない）</p>	4	起点となるターミナルについては、別紙参照

9	権利関係	保育の用に供する建物は、安定的に確保されているか。	・自己所有 4点 ・10年以上の貸借契約締結予定 2点 ・貸借契約期間が10年未満又は未定 0点	4	
10	事業計画	開所時間（11時間）を超えて30分以上の時間外保育を実施するか。	・1日当たり30分以上の時間外保育を実施 2点 ・1日当たりの時間外保育の実施時間が30分未満（未実施を含む） 0点	2	現在、市内68箇所の地域型保育事業所のうち、時間外保育を1時間以上実施している事業所が5箇所、30分以上1時間未満実施している事業所は11箇所。
		人材育成に係る研修計画が整備されているか。	・人材育成に係る研修計画が整備されている 2点 ・人材育成に係る研修計画が整備されていない 0点	2	
		事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されているか。	・事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されている 2点 ・事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されていない 0点	2	
		感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されているか。	・感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されている 2点 ・感染症対策（安全衛生）に係るマニュアルが整備されていない 0点	2	
		苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置及び解決結果の公表に係る体制が整備されているか。	・苦情受付窓口、第三者委員及び解決結果を公表する体制が整備されている（受付窓口担当者名や第三者委員が具体的に決まっていること） 2点 ・上記の体制が整備されていない 0点	2	
11	第三者評価	第三者評価を受審しているか。	・過去3年間に受審している（事業者の運営する全ての既存事業のうち1事業所	4	公定価格上は、5年に1回、第三者評価を受審できるように

			以上、他の都道府県のものでも可。 同一法人内の事業所に限る。) ・過去3年間に受審していない	4点 0点		加算が設定されている。
12	その他	その他 (右の該当する項目について全減点)	・昨年度の指導監査における文書指摘事項が未改善	△4点 0		
			・事業者(運営する全ての既存施設・事業)において、過去2年間に重大事故(死亡事故等)が発生	△4点 0		
			・事業者が運営する幼稚園、児童福祉施設、地域型保育事業その他認可外保育施設において、過去2年間に重大事故(死亡事故等)が発生	△10点 0		重大事故等の判定期間(過去2年間)については、指定管理者(児童館等)の選考基準と統一
			・事業者(運営する全ての既存施設・事業)において、過去2年間に重大な不祥事が発生	△10点 0		
			・過去、事業開設を申込み、認可対象事業者として選定されたにもかかわらず、認可申請を辞退したことがある	△10点 0		
			・過去、認可申込みの際に事業計画書を提出したが、施設又は事業所開設後、計画どおりの運営が行われなかつたことがある	△10点 0		

(50点満点)

<同点の場合の取扱い>

同点となった場合は、「12 その他」の点数が高い(減点がない)事業者を選考します。

当該項目が同点となっている場合は、「2 事業者の実績」の点数が高い事業者を選考し、それでもなお同点の場合は「1 法人格の有無」→「10 事業計画」の項目順に点数が高い事業者を選考します。

それでもなお同点の場合は、認可・確認部会において意見聴取のうえ、事業計画が優れた事業者を選考します。